

金目川流域治水協議会及び葛川流域治水協議会 合同開催

日 時：令和 7 年 7 月 10 日（木）

場 所：書面による開催

議 題

1) 協議会規約（案）について

資料 1

2) 流域治水プロジェクト（案）について

資料 2

3) 流域治水プロジェクト取組事例集（案）について

資料 3

※ 上記の議題について、別紙「意向意見書」へ御意見等を記入し、令和 7 年 7 月 16 日（水）までに事務局へ送付してください。

葛川流域治水協議会 規 約（案）

（名称）

第1条 この会議は、「葛川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、葛川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会や特定課題を検討するための専門部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

（1）葛川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

（2）氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

（3）「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

（4）その他、葛川水系における治水に関する必要な事項

（事務局）

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課に置く。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第7条 本規約は、令和3年8月13日から施行する。

本規約は、令和4年3月24日に改正する。

本規約は、令和5年3月23日に改正する。

本規約は、令和6年3月29日に改正する。

本規約は、令和7年〇月〇日に改正する。

別表 1（協議会構成員）

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備 考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 農水産部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	都市企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河港課長	河川調査グループ グループリーダー	事務局
		河川整備グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 防災なぎさ担当課長	河川防災グループ グループリーダー	
		なぎさグループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防課長	砂防・急傾斜地グループ グループリーダー	
		土砂対策グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー	
	県土整備局 平塚土木事務所長	河川砂防第一課長	
	教育局 総務室 管理担当課長	総務グループ グループリーダー	
平塚市	防災・危機管理監	災害対策課長	
	産業振興部長	農水産課長	
	土木部長	土木総務課長	
		下水道整備課長	窓口担当
	教育総務部長	教育総務課長	

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備 考
秦野市	くらし安心部長	防災課長	
	環境産業部長	農業振興課長	
		森林ふれあい課長	
	都市部長	まちづくり計画課長	
	上下水道局長	下水道施設課長	窓口担当
大磯町	政策総務部長	総務課長	
		危機管理課長	
	都市建設部長	道路課長	
		都市計画課長	
		河川・下水道課長	窓口担当
	産業環境部長	産業観光課長	
二宮町	政策部長	財務課長	
	町民部長	防災安全課長	
	都市部長	産業振興課長	
		都市整備課長	窓口担当
		下水道課長	
中井町	総務課長	総務課長	
	地域防災課長	地域防災課長	
	上下水道課長	上下水道課長	
	産業環境課長	産業環境課長	
	まち整備課長	まち整備課長	窓口担当

(オブザーバー)

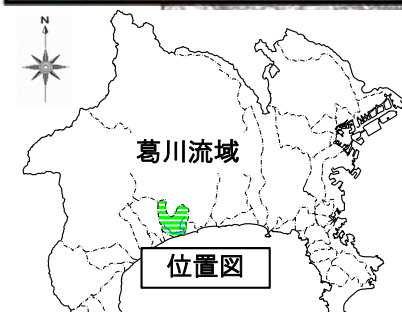
国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 海岸課

～河道掘削、護岸整備等による浸水被害の軽減及び流域治水対策の推進～

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河道掘削、護岸整備、橋梁架替等
- ・持続可能な施設能力の維持（河道内における堆積土砂の撤去等）
- ・下水道による雨水排水施設の整備、区画整理等による調整池の整備
- ・流域における雨水貯留浸透施設の整備
- ・溪流保全工等の整備（「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）
- ・ため池等の農業施設の活用・管理
- ・上流域における森林整備及び治山対策
- ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ
- ・雨水貯留浸透施設整備の支援制度等

葛川 内輪橋付近
令和6年8月台風10号

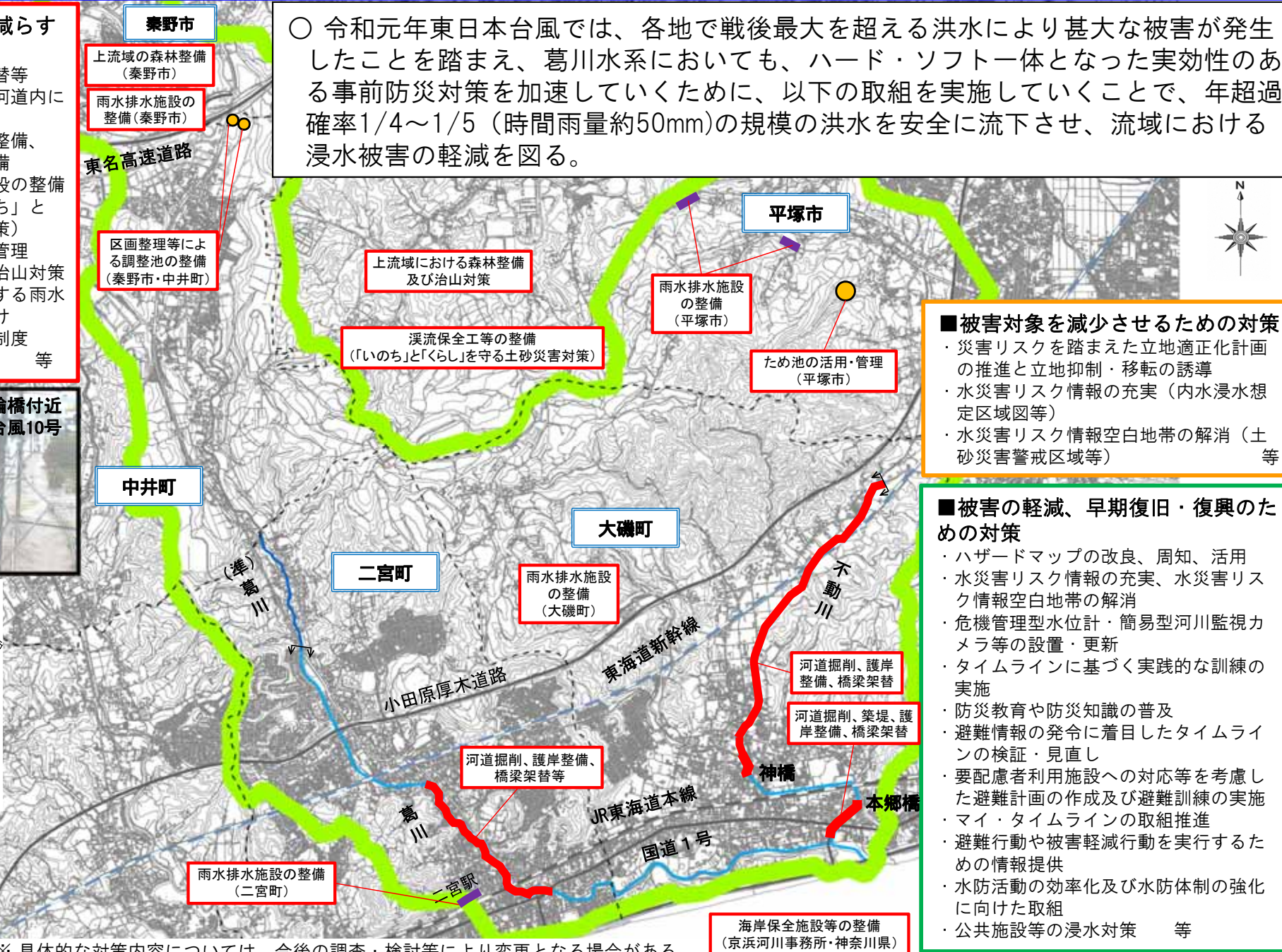


位置図

凡 例

- 流域界
- 県管理区間
- 準用河川
- 下水道施設(雨水)
- その他貯留施設等
- 対策箇所

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、葛川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取組を実施していくことで、年超過確率1/4～1/5（時間雨量約50mm）の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。



■被害対象を減少させるための対策

- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進と立地抑制・移転の誘導
- ・水災害リスク情報の充実（内水浸水想定区域図等）
- ・水災害リスク情報空白地帯の解消（土砂災害警戒区域等）等

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ハザードマップの改良、周知、活用
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置・更新
- ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・避難情報の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
- ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成及び避難訓練の実施
- ・マイ・タイムラインの取組推進
- ・避難行動や被害軽減行動を実行するための情報提供
- ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
- ・公共施設等の浸水対策等

※ 具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
※ 河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を適宜実施する。

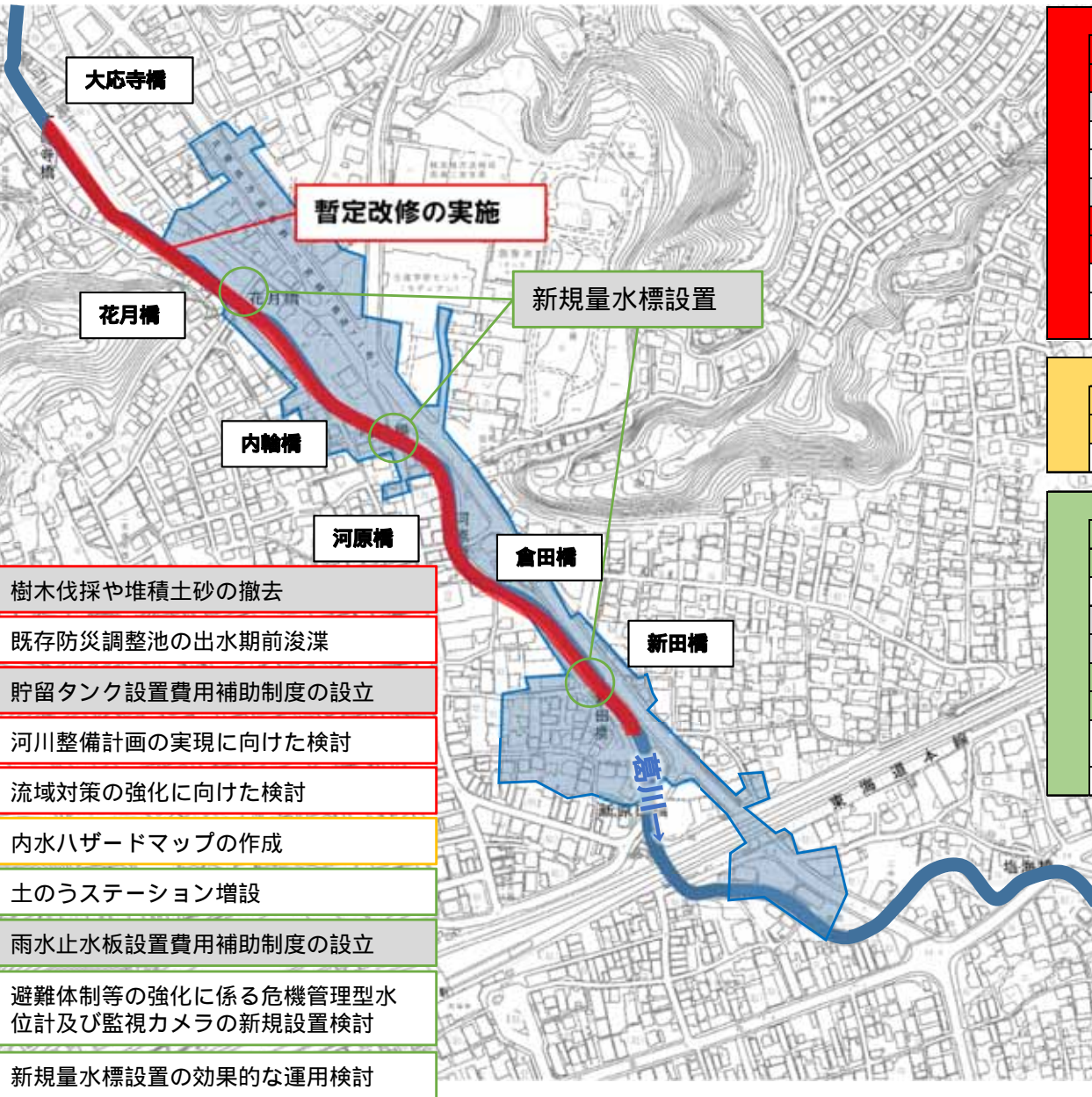
○ 葛川では、県、市町等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 【短期】 河川における対策と合わせて、雨水排水施設の整備等を進める。
 【中期・中長期】 引き続き、取組事業を進めると共に、河川における対策として、河道掘削、護岸整備等を進める。
 ○ あわせて、立地適正化計画の推進及び立地抑制・移転の誘導等を進める。また、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等によるソフト対策を実施する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河道掘削、護岸整備、橋梁架替	神奈川県	葛川 不動川	国道1号(塩海橋)下流～打越川合流点 葛川合流点～本郷橋、神橋上流～二級河川上流端	
	持続可能な施設能力の維持	神奈川県、平塚市 大磯町、二宮町、 中井町	河道内における堆積土砂の撤去等		
	雨水排水施設の整備	平塚市 秦野市 大磯町 二宮町	上吉沢地区、土屋地区 第1号公共下水道事業 不動川排水区・葛川排水地区等 吾妻山地区		
	溪流保全工等の整備 (「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策)	神奈川県	溪流保全工等の整備		
	ため池等の農業施設の活用・管理	平塚市	水位計設置、避難体制の構築等		
被害対象を減少させるための対策	水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消 (内水浸水想定区域等)	神奈川県、平塚市、 秦野市、大磯町、 二宮町	ハザードマップへの内水浸水想定区域の反映、周知等		
	リスクが高い区域における立地抑制・移転誘導 (立地適正化計画の推進)	平塚市、秦野市	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制・移転の誘導		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	神奈川県、平塚市、 秦野市、大磯町、 二宮町、中井町	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施		
	早期復旧・復興の体制強化	平塚市、二宮町	移動式排水設備の整備・運用		



葛川における令和6年台風10号による浸水被害を踏まえた取組(案) R7.7策定

○ 葛川では年超過確率1/4(時間雨量50mm)の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図るため、葛川水系流域治水プロジェクトを策定し、取組を進めているところですが、令和6年8月の台風10号により、河川からの溢水による浸水被害が発生したことを受け、神奈川県と流域市町により構成される浸水被害対策検討部会を発足し、流域治水プロジェクトの一部を強化するために実施すべき主な対策をとりまとめました。



氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策		
実施内容		
対応策	実施主体	場所
樹木伐採や堆積土砂の撤去	神奈川県	全区間
暫定改修の実施	神奈川県、二宮町	新田橋下流～大応寺橋下流
既存防災調整池の出水期前浚渫	二宮町	二宮地区、一色地区、緑が丘地区
貯留タンク設置費用補助制度の設立	二宮町	二宮町内全域
今後の検討事項		
対応策	実施主体	場所
河川整備計画の実現に向けた検討	神奈川県	全区間
流域対策の強化に向けた検討	神奈川県、二宮町、中井町、秦野市	葛川流域

被害対象を減少させるための対策		
実施内容		
対応策	実施主体	場所
内水ハザードマップの作成	二宮町	二宮町内全域

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策		
実施内容		
対応策	実施主体	場所
土のうステーション増設	二宮町	葛川右岸側
雨水止水板設置費用補助制度の設立	二宮町	二宮町内全域
新規量水標設置	神奈川県	花月橋、内輪橋、新田橋
今後の検討事項		
対応策	実施主体	場所
避難体制等の強化に係る危機管理型水位計及び監視カメラの新規設置検討	神奈川県、二宮町	葛川流域
新規量水標設置の効果的な運用検討	神奈川県、二宮町	花月橋、内輪橋、新田橋

凡例	
	令和6年8月の台風10号に伴う大雨により葛川から溢水した範囲
	対策を実施中の箇所
	対策を実施済みの箇所

流域治水プロジェクトの取組事例集 (葛川水系)

(葛川流域治水協議会)

- 葛川水系においては、「葛川水系河川整備計画（平成31年3月）」に基づき、時間雨量約50mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備（河道掘削、護岸整備、橋梁架替等）を進めている。

実施状況

■河道整備の一例



平面図

整備箇所

不動川

葛川

護岸整備

▽計画高水位

河道掘削

整備イメージ



整備前



整備後

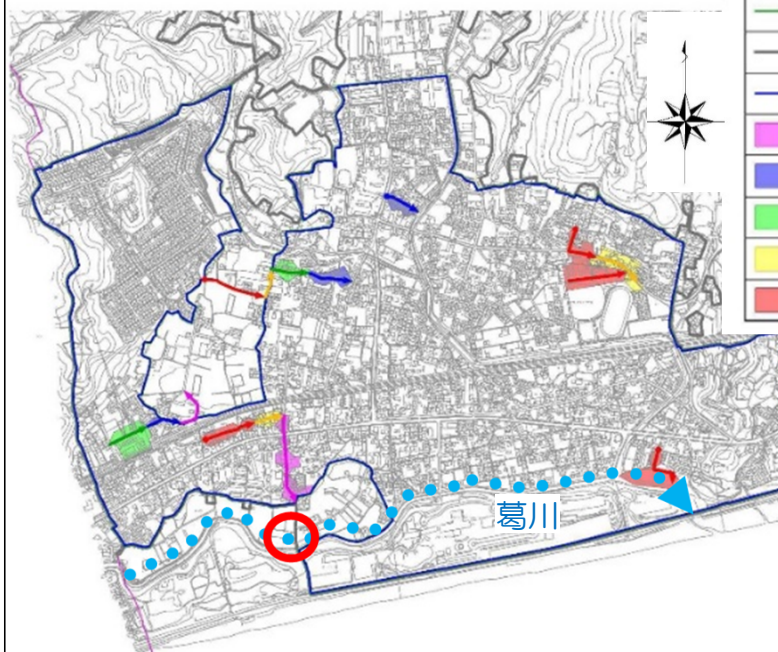
対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	神奈川県			

葛川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県、平塚市

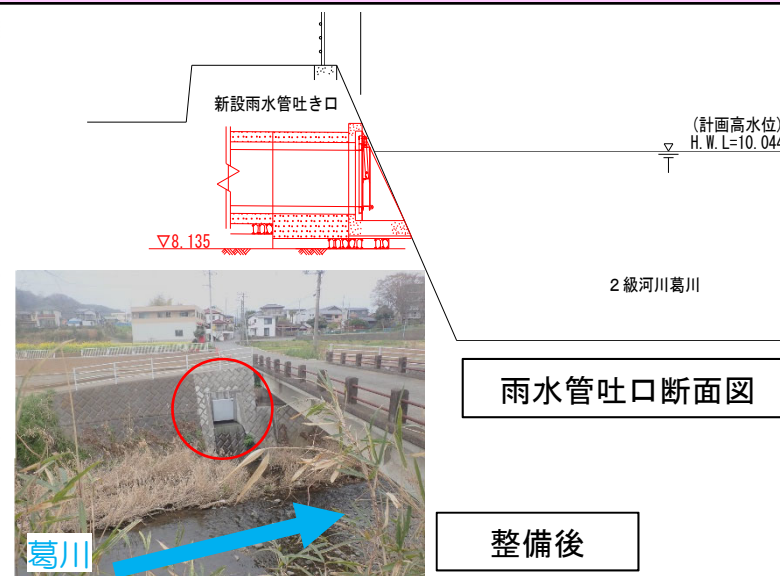
- 葛川水系においては、「相模川流域関連大磯公共下水道事業計画（令和３年３月）」に基づき、時間雨量約55mmの規模の洪水を安全に流下させるため、雨水管の整備を進めている。

実施状況

事業進捗図



凡 例	
	行政区域
	市街化区域
	全体計画区域
	事業認可区域
	令和3年度整備区域
	令和4年度整備区域
	令和5年度整備区域
	令和6年度整備区域
	令和7年度整備区域



対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
雨水排水施設の整備	大磯町			

葛川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
大磯町、平塚市、秦野市、二宮町

- 相模湾では、河川からの土砂供給量の減少などにより、海岸侵食が進んだことから、将来に渡る「美しいなぎさの継承」を目指し、平成23年3月に策定した相模湾沿岸海岸侵食対策計画（令和3年3月改定）に基づき、砂浜の回復・保全を図るため、養浜を主体とした海岸侵食対策に取り組んでいる。
- 葛川流域においては、大磯海岸及び二宮海岸を対象に、継続的に養浜を実施している。

実施状況

■ 大磯海岸、二宮海岸における侵食対策



■海岸位置図



■ 侵食対策状況(養浜)

	施工前	施工後
大磯海岸		
二宮海岸		

対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
海岸保全施設の整備 や侵食対策の推進	神奈川県			

葛川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県

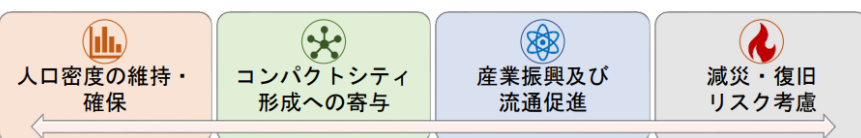
リスクが高い区域における立地抑制 【立地適正化計画の推進】

被害対象を
減少させる
ための対策

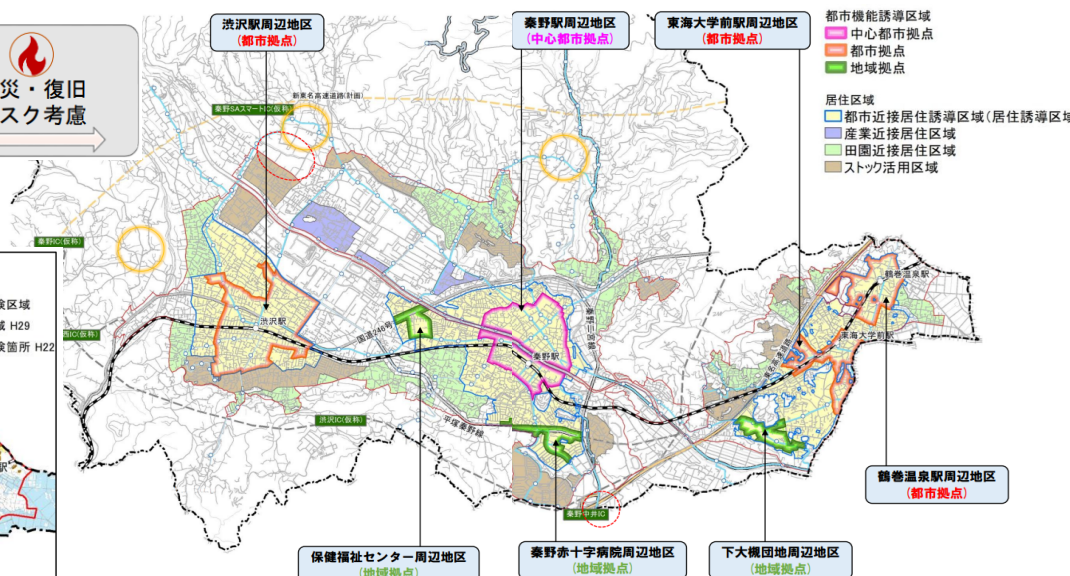
- 秦野市では、人口減少・超高齢社会を踏まえた持続可能なまちづくりに取り組むため、生活に必要な機能を都市の拠点周辺に誘導するとともに、交通ネットワークによりその拠点間の連携を図るコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指し、令和2年4月に立地適正化計画を策定した。
- 近年、気候変動の影響等により自然災害が頻発・激甚化している中、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進など、防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成等に向けて取り組む。

取組内容

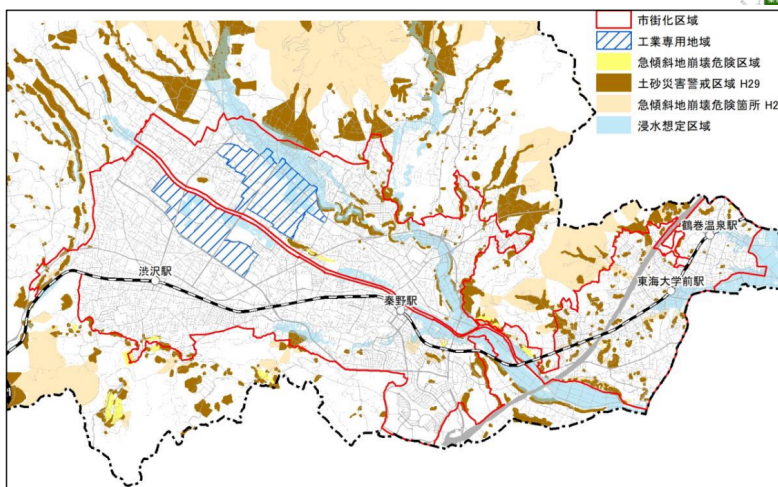
■市民生活を守るために将来目指すべき住環境形成の方向性



■災害ハザードエリア等を考慮した居住誘導区域の設定



■市内の災害ハザードエリア



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
立地適正化計画の推進	秦野市			

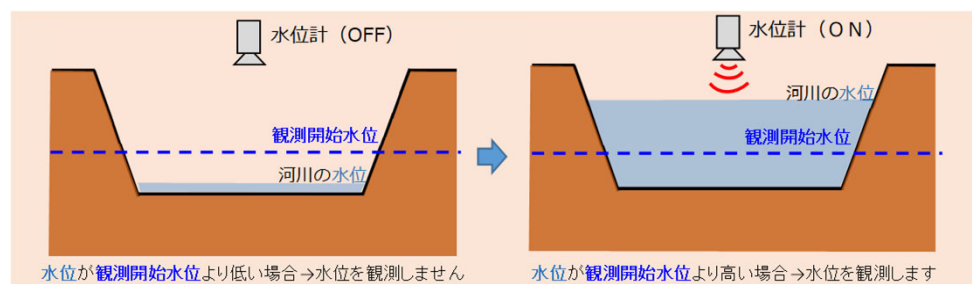
葛川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
秦野市、平塚市

- 住民の適切な避難判断のための水位情報提供を目的に、これまで水位計の無かった箇所でも水位把握できるよう、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を設置することで、出水時の水位観測により避難体制の強化を図る。

取組内容

■危機管理型水位計とは

- ・ 洪水が発生した際に、河川周辺の住民の皆様が避難する際に、役立てていただくために設置する水位計。
- ・ 河川が未整備のため注意を要する箇所や、学校や病院など、重要な施設が周辺にある箇所に設置。



■県ホームページから水位状況を確認することが可能



■危機管理型水位計の設置事例



対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
危機管理型水位計・簡易河川監視カメラの設置	神奈川県			

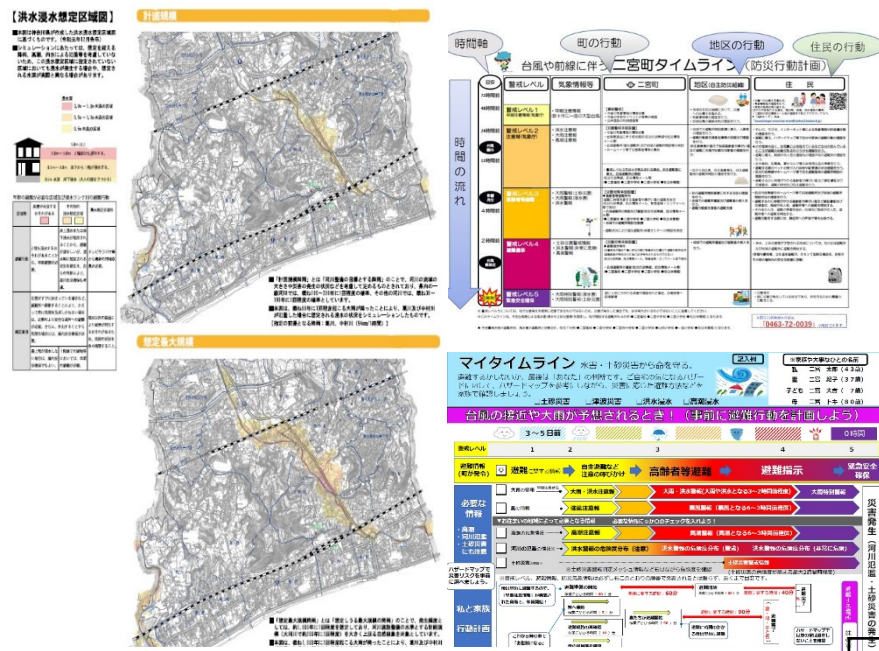
葛川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県

避難体制等の強化 【マイ・タイムラインの取組推進】

被害の軽減、
早期復旧・復興
のための対策

- マイ・タイムラインとは、洪水などの災害が発生した際に、「いつ」「何をするのか」を整理した個人の防災計画であり、住民一人ひとりがとる防災行動を時系列に整理し、あらかじめ取りまとめておくことで、避難判断のサポートツールとして役立つものである。
- 二宮町では、町内の各地区で実施される自主防災訓練や、町主催で実施する地区の防災指導員を対象とした研修会等により、マイタイムラインや洪水浸水ハザードマップなどの説明を実施している。

取組内容



マイタイムラインや
洪水浸水ハザードマップの説明資料



防災指導員研修会の状況

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
マイタイムラインの取組推進	二宮町			

葛川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体
二宮町、平塚市、秦野市、大磯町、中井町

避難体制等の強化 【タイムラインの検証・見直し】

被害の軽減、
早期復旧・復興
のための対策

- 令和4年9月に発生した、台風第15号（2022年9月23日～24日）に対し、町はタイムラインに沿って警戒態勢等を取り、気象情報により今後の状況判断を考察するなどの対応を行った。また、後日、気象庁担当者と町の相互連携について振り返りを行い、認識を統一した。

取組内容

- 台風の接近に伴い、職員による警戒会議の実施、災害対応に向けた職員の配置など、上陸前日から町のタイムラインに沿って、災害発生への対応を行った。
- 後日、気象庁との振り返りにより、災害警戒情報の発表に伴う地図表示条件等について再確認し、災害対応能力の向上を図った。

令和4年 台風15号に関する気象情報

令和4年 台風第15号に関する神奈川県気象情報 第5号
令和4年9月23日16時31分 横浜地方気象台発表

神奈川県では、24日は土砂災害に警戒し、25日にかけては、低い土地の浸水、河川の増水に注意・警戒してください。

	23日												24日												25日					
	15-18時		18-21時		21-24時		0-3時		3-6時		6-9時		9-12時		12-15時		15-18時		18-21時		21-24時		0-3時		6-12時		12-18時		18-24時	
	夕方	夜	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	夜明け	
白根崎南																														
18時以降降水量 (10)	東部	20	25	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	25	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	西部	20	25	30	30	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	25	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
大雨(土砂)	東部																													
	西部																													
洪水	東部																													
	西部																													
雷	東部																													
	西部																													
強風 (9-14)	海上	4	6	6	8	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	陸上	6	8	10	10	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
(波高)	東京湾 (三浦半島)	0.5	1	1.5	1.5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	相模湾	1	1.5	2	2	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	警戒期	注意期																												
☞ 警戒期の可能性(右)(台風の進路や雨量の発達の程度)により、警戒期となれりあれる期間																														
※注意期については竜巻などの激しい気象のあれると想定されり電波と表示																														
24日18時までに予報される24時間雨量は、いずれも40mm所で、 東部 120mm、西部 150mm 25日18時までに予報される24時間雨量は、いずれも40mm所で、 東部 およそ50mm、西部 およそ50mm																														